



平成 28 年 12 月 20 日

各 位

上場会社名	株 式 会 社 エ イ チ ア ン ド エ フ
代表者名	代 表 取 締 役 社 長 宗 田 世 一
(コード番号	6163)
問合せ先責任者	取 締 役 総 務 ・ 企 画 部 長 伊 藤 敏 之
(TEL	0776-73-1260)

**支配株主である日立造船株式会社による当社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）である日立造船株式会社は、当社の普通株式に対する公開買付けを平成 28 年 11 月 7 日から平成 28 年 12 月 19 日まで実施していましたが、その結果について、同社より添付のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

平成 28 年 12 月 20 日付「株式会社エイチアンドエフ株式（証券コード：6163）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 28 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 日立造船株式会社
代表者名 取締役社長兼CEO 谷所 敬
(コード番号 7004 東証第 1 部)
問合せ責任者 総務・人事部長 森本 勝一
TEL(06)6569-0013

株式会社エイチアンドエフ株式（証券コード：6163）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

日立造船株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 11 月 4 日開催の取締役会において、株式会社エイチアンドエフ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。） JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）、コード番号：6163、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 28 年 11 月 7 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 28 年 12 月 19 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

日立造船株式会社
大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号

(2) 対象者の名称

株式会社エイチアンドエフ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,487,332 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。单元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による单元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（4,487,332 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 28 年 11 月 4 日に公表した「平成 29 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（9,850,000 株）から、公開買付者が本公開買付けに係る

公開買付届出書提出日において所有する株式数（5,362,400株）及び対象者四半期決算短信に記載された平成28年9月30日現在対象者が所有する自己株式数（268株）を控除した株式数です。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年11月7日（月曜日）から平成28年12月19日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき、2,125円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成28年12月20日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	4,283,196株	4,283,196株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	4,283,196株	4,283,196株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	53,624 個	(買付け等前における株券等所有割合 54.44%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	773 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.78%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	96,455 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.93%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主の議決権の数	98,481 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としていることから、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 28 年 11 月 11 日に提出した第 53 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株券も含めた対象者株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 53 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（9,850,000 株）から、対象者四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（268 株）を控除した株式数（9,849,732 株）に係る議決権数（98,497 個）を分母として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社（復代理人）	東京都千代田区大手町一丁目3番2号

② 決済の開始日

平成 28 年 12 月 27 日（火曜日）

③ 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成 28 年 11 月 4 日に公表した「株式会社エイチアンドエフ株式（証券コード：6163）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

対象者の普通株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その有する対象者の普通株式の全てを売り渡すことを請求することにより、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となり、上場廃止後は、JASDAQ市場において取引することができなくなります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日立造船株式会社本社 大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号

日立造船株式会社東京本社 東京都品川区南大井六丁目 26 番 3 号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上